

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

地元事業者と連携し、観光・農産物・EC の各分野での共同開発や販路拡大を推進。南小国町外のスタートアップ企業や地域商社とも協力し、地域資源を活かした新たな商品・サービスの創出に取り組んでいく。また、後継者不在の事業者に対して事業継続支援を行い、地域の商流維持に貢献する。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

物産館業務・ふるさと納税・観光予約システム等における IT 導入を進め、地元事業者と共に受発注・在庫管理の効率化を図る仕組みを構築中。また、町内事業者への IT 勉強会やデジタル活用の個別サポートも継続的に実施する。

c. 専門人材マッチング

地域の人材不足課題に対応するため、「しごとコンビニ」を通じて短時間就労者と事業者のマッチングを実施。さらに、外部専門人材（デザイナー、防災士、データ分析人材等）との連携により、商品開発や PR の質的向上も支援する。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

地域材（阿蘇産木材）を活用した施設整備や商品開発、再生可能エネルギー機器の導入、観光コンテンツの電動化（E-BIKE 等）を推進。グリーン購入や脱プラ包装資材の使用を通じて、環境負荷低減に貢献する。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

定期健康診断の実施、職場内の衛生・休憩環境整備、ストレスチェック制度などを通じて健康経営を実践。町内の他事業者とも連携し、働きやすく健康的な職場づくりに向けた情報共有や施策の共催を行う。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請は一切行いません。取引対価の決定にあたっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議の場を設け、下請事業者の適正な利益と、労働条件の改善が可能となる価格水準を十分に協議の上、決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に則り、以下の取組を実施します。

- ・労務費上昇分に関する必要な情報提供を下請事業者から受けた際には、誠実に対応し、価格交渉の対象とします。
- ・「価格交渉結果等の記録・共有」を徹底し、合意内容は書面または電磁的手段により明示・交付します。
- ・価格交渉に携わる担当者には、指針に基づく内容を周知し、適正な交渉対応がなされるよう社内体制を整備します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すとともに、価格決定において一方的な変更・強制は行いません。契約締結に際しては、取引条件（価格、納期、支払条件等）を明確にし、必ず書面等により通知・確認を行います。特に、金額の多少にかかわらず、すべての取引において発注書を発行し、取引の透明性と信頼性の確保に努めています。

### ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- ・直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

令和7年7月3日

株式会社SMO南小国

代表取締役社長 高橋周二

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。